

○吹田市自治会集会施設整備等事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、集会施設の整備を行い、又は土地若しくは建物を借り上げて集会施設として活用する自治会に対し、予算の範囲内において、自治会集会施設整備等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、自治会活動の促進を図り、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 集会施設 主として自治会の集会の用に供され、自治会が自主的に管理運営する建物の全部又は一部（炊事場、便所、廊下等の附属施設を含み、管理人住宅、物置、門、塀、柵等の施設を除く。）をいう。
- (2) 自治会 市内の一定の区域の住民が、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として設立した団体であって、現にその活動を行っているものをいう。
- (3) 区分所有自治会 自治会のうち、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条又は第65条に規定する団体（以下「管理組合」という。）を構成する者（以下「組合員」という。）又は組合員からその専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）を借り受けた居住者で構成されるものをいう。
- (4) 認可自治会 自治会のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による地縁による団体の認可を受けた自治会で区分所有自治会以外のものをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する自治会とする。

- (1) 市長に、名称、代表者名、構成員等の届出をしていること。
- (2) 会則に基づき、1年以上の活動実績を有していること。
- (3) 独立した会計を有していること。
- (4) 区分所有自治会にあつては、自治会の会員数の管理組合の組合員数に対する割合が市長が定める割合以上であること。

2 補助の対象となる集会施設は、1の自治会につき、1の集会施設とし、次に掲げる要件のいずれにも該当する集会施設とする。

(1) 会則において自治会の集会施設と定められ、又は自治会の集会の用に供されることが確認できること。

(2) 区分所有自治会の集会施設にあつては、区分所有法第4条第2項の規定により共用部分とされていること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業であつて、地域又は近隣の集会所その他の公共施設の整備状況等を勘案して市長が適当と認める事業とする。

(1) 区分所有自治会又は認可自治会が、その所有し、共有し、又は所有しようとする集会施設について行う次に掲げる事業

ア 集会施設（吹田市開発事業の手續等に関する条例（平成16年吹田市条例第13号）第36条第1項の規定により設置する集会施設を除く。イ及び次号において同じ。）を新築する事業

イ 集会施設を購入する事業

ウ 集会施設を増改築する事業

エ 集会施設を修繕する事業

(2) 自治会（区分所有自治会を除く。）が行う次に掲げる事業

ア 建物の全部又は一部を借り上げて集会施設として活用する事業

イ 借り上げた土地に設置された建物の全部又は一部を集会施設として活用する事業

ウ 集会施設（認可自治会の所有に係るものを除く。）を修繕する事業

エ 集会施設（当該自治会の所有に係るものに限る。）におけるバリアフリー化設備を保守する事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に掲げる経費とする。

(1) 前条第1号アに掲げる補助対象事業 集会施設の新築に要する経費（用地の取得及び造成並びに既存建物の除却に要する費用を除く。）

(2) 前条第1号イに掲げる補助対象事業 集会施設を購入に要する経費（用地の取得及び既存建物の除却に要する費用を除く。）

(3) 前条第1号ウに掲げる補助対象事業 集会施設を増改築に要する経費

(4) 前条第1号エ及び第2号ウに掲げる補助対象事業 集会施設の修繕に要する経費

(5) 前条第2号アに掲げる補助対象事業 集会施設の建物に係る賃借料

(6) 前条第2号イに掲げる補助対象事業 集会施設の敷地に係る賃借料

(7) 前条第2号エに掲げる補助対象事業 集会施設におけるバリアフリー化設備の保守に要する経費

2 補助対象経費には、仮設集会施設に係る費用、移転に要する費用、備品購入費及び事務費を含まないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる補助対象経費 補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額とし、10,000,000円を限度とする。

(2) 前条第1項第4号に掲げる補助対象経費 補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額の範囲内において市長が定める額とし、認可自治会の集会施設にあつては2,000,000円、区分所有自治会の集会施設にあつては500,000円、その他の自治会の集会施設にあつては200,000円(市長が特に必要があると認める場合は、2,000,000円)を限度とする。

(3) 前条第1項第5号及び第6号に掲げる補助対象経費 当該年度における補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額とし、それぞれ600,000円を限度とする。

(4) 前条第1項第7号に掲げる補助対象経費 当該年度における補助対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額とし、50,000円を限度とする。

2 前項各号に掲げる補助対象経費の総額は、補助対象事業について市、大阪府その他の公共団体又は公共的団体の補助金等(吹田市部落有財産取扱規程(昭和37年吹田市告示第33号)第5条の処分金を含む。)が受けられる場合にはその額を控除した額とし、補助対象事業について寄附を受ける場合にはその額を控除した額とする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の7月末日までに、自治会集会施設整備等事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載

した自治会集会施設整備等事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名（以下「名称等」という。）
- (2) 交付申請額

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 会則
- (2) 前年度の活動報告書及び決算書並びに当該年度の活動計画書及び予算書
- (3) 自治会集会施設整備等事業計画書
- (4) 自治会集会施設整備等事業資金計画書
- (5) 第4条第1号に掲げる補助対象事業にあつては、集会施設の敷地に係る登記事項証明書（所有者が吹田市以外の者である場合のみ。発行後3か月以内のものに限る。以下同じ。）
- (6) 第4条第1号に掲げる補助対象事業にあつては、集会施設の敷地に係る賃貸借契約書等の写し及び集会施設を新築、増改築又は修繕することに関する当該敷地の所有者の同意書等の写し（補助金の交付を受けようとする者が当該敷地を所有する場合を除く。）
- (7) 第4条第1号ア及びウに掲げる補助対象事業にあつては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し
- (8) 第4条第1号イに掲げる補助対象事業にあつては、購入する建物の写真
- (9) 第4条第1号ウ及びエ並びに第2号ウに掲げる補助対象事業にあつては、当該事業を行う箇所の写真
- (10) 第4条第1号ウ及びエに掲げる補助対象事業にあつては、集会施設の建物に係る登記事項証明書
- (11) 第4条第2号アからウに掲げる補助対象事業にあつては、集会施設の建物又は敷地に係る登記事項証明書及び賃貸借契約書等の写し
- (12) 第4条第2号ウに掲げる補助対象事業にあつては、集会施設を修繕することに関する当該集会施設の所有者の同意書等の写し（当該自治会が集会施設を借り受けている場合に限る。）
- (13) 第4条第2号エに掲げる補助対象事業にあつては、バリアフリー化設備の保守契約書等の写し
- (14) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする区分所有自治会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 管理組合の規約
- (2) 管理組合の組合員名簿及び自治会の会員名簿

4 市長は、前年度において次条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者が、引き続き当該補助金の交付を申請するときは、前2項各号に掲げる書類の添付を一部省略させることができる。

5 第4条第1号アからウまでに掲げる補助対象事業に係る補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた日から5年を経過した後でなければ、再度これらの補助対象事業に係る補助金の交付を申請することができない。ただし、災害による被害を復旧するためにこれらの補助対象事業を行う場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項から第3項までの申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、自治会集会施設整備等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(実績報告)

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、自治会集会施設整備等事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類
- (2) 第4条第1号並びに第2号ウ及びエに掲げる補助対象事業にあつては、当該事業に関する契約書の写し又は請書の写し
- (3) 第4条第1号並びに第2号ウ及びエに掲げる補助対象事業にあつては、補助対象経費に係る請求書の写し
- (4) 第4条第1号アに掲げる補助対象事業にあつては、集会施設の写真
- (5) 第4条第1号ア及びウに掲げる補助対象事業にあつては、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証の写し
- (6) 第4条第1号アからウまでに掲げる補助対象事業にあつては、集会施設の建物に係る登記事項証明書
- (7) 第4条第1号ウ及びエ並びに第2号ウに掲げる補助対象事業にあつては、当該事業を行った箇所の写真

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自治会集会施設整備等事業補助金交付額確定通知書（様式第4号）により、当該報告をした補助決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助決定者は、速やかに、次に掲げる事項を記載して押印した自治会集会施設整備等事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(1) 請求者の名称等

(2) 交付請求額及び振込先預金口座

(交付)

第13条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(概算払)

第14条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助対象事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、第11条の規定による補助金の額の確定前においても、第9条の規定により交付決定した補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(精算)

第15条 市長は、第11条の規定により補助金の額を確定した場合において、前条の規定により既に交付した補助金の額が当該確定額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定後30日以内に補助対象事業に着手しないとき又は補助対象事業を中止したとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(3) 補助金を交付目的以外に使用したとき。

- (4) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (5) 次条、第18条第1項又は第19条後段の規定に違反したとき。
- (6) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第17条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。

(処分の制限等)

第18条 補助決定者は、補助金の交付を受けた集会施設を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 市長は、補助決定者が補助対象事業により取得し、又は効用の増加した集会施設を前項ただし書の規定により処分することにより収入を得たときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(報告の徴収)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求めることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(共同事業)

第20条 複数の自治会が共同して補助対象事業を行う場合において、第6条から前条までの規定は、その複数の自治会ごとに適用する。

2 他の自治会と共同して補助金の交付を受けた自治会が、単独で補助対象事業を行おうとする場合においては、第8条第5項本文の規定は、適用しない。

(申請書等の様式)

第21条 この要領に規定する申請書等の様式は、市民部長が定める。

(委任)

第22条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市民部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、令和6年4月1日から施行する。